

令和7年

厚生委員会議録

とき 令和7年11月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年11月25日（火） 午前10時00分～午前11時47分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 田中たけし	副委員長 えのした正人
	委員 渡辺ゆういち	委員 大倉たかひろ
	委員 あくつ広王	委員 鈴木ひろ子
	委員 吉田ゆみこ	委員 やなぎさわ聰

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野参考事 (福祉部福祉計画課長事務取扱)	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	樫村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)	高山健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)
	勝亦健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参考事 (健康推進部保健予防課長事務取扱)	石橋品川保健センター所長
	福地大井保健センター所長	飛田荏原保健センター所長
	山下国保医療年金課長	

○午前10時00分開会

○田中委員長

それでは、ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、およびその他を予定しております。

なお、福祉計画課長については、議案審査のため、冒頭から総務委員会に出席しております。

また、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、本日は1名の方の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

2 請願・陳情審査

令和7年陳情第45号 障害者通所施設に利用できるよう、人員体制の支援を区に求める陳情

○田中委員長

それでは、先ほど申し上げましたように、予定表の順番を変更いたしまして、初めに、予定表2の請願・陳情審査を行います。

初めに、令和7年陳情第45号、障害者通所施設に利用できるよう、人員体制の支援を区に求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査ですので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者支援課長

私から、障害者通所施設に利用できるよう、人員体制の支援を区に求める陳情につきまして、現況をご説明いたします。

まず初めに、障害者通所施設の指定権限を有する東京都が従業者の配置の基準を定めており、その基準は、施設の面積ではなく、利用者の人数や障害支援区分によって決められております。区立施設についても配置の基準以上に職員を配置しております。

次に、経済的な支援の状況です。

区立施設については、毎年、指定管理者または委託先の運営事業者から、人員体制を含めご提案いただき、区と協議の上、次年度の指定管理料または委託料を決めております。区としましては、指定管理業務または委託業務の実施に必要な指定管理料または委託料を確保し、運営を支援しております。

民立施設につきましては、都の障害者日中活動系サービス推進事業補助金を活用して経済的支援を行っております。

人材確保については課題と捉えており、昨年度から、区独自で障害福祉サービス等職員居住支援手当を創設し、区立、民立を問わず、経済的な支援を行っているところです。

次に、通所施設の状況です。

まず、心身障害者福祉会館についてですが、生活介護の定員は50人です。また、東京都重症心身障害児（者）通所事業所として、重症心身障害の定員10人の届出をし指定を受けており、その10人の

方は通所しています。

また、医療的ケアが必要な方については、1日2人程度の方が通所しております。

ピッコロについては、直近の利用率は55%で、全員医療的ケアが必要な方であるため、個別の健康状態を踏まえた利用状況になっております。

また、本年3月に卒業された強度行動障害のある方全員、区内の通所施設で受け入れていただき、現場の施設職員が障害特性の理解に基づく支援に努め、現在も通所を継続しております。

利用者の状態によって支援が難しく施設との調整に時間を要する場合がありますが、3月に卒業された方全員、ほぼ希望どおりの施設に通所しております。

なお、9月の厚生委員会で陳情の趣旨を誤認した答弁がされたとのご指摘でございますが、陳情本文内に「保育園や特養は利用調整を行っています」と記載されていたことに対して、保育園等を例にとり答弁したものでございます。

最後に、特別支援学校卒業後の通所施設利用の流れについての周知です。

初めて障害福祉サービスを利用される方が円滑にご利用いただけるよう、区は、特別支援学校、施設の運営事業者、相談支援センターと連携を行っており、この流れは既にご存じです。

一方、施設に通所されるなど障害福祉サービスを既にご利用いただいている方が、他施設への移動を希望される場合等については、相談支援専門員にご相談いただき、相談支援専門員が希望先の施設と連絡調整しているところでございますが、その相談支援専門員の役割について、より分かりやすくなるよう、ホームページに追記させていただきました。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

陳情の裏面のほうに、私どもの会派の塚本議員の第2回定例会の質疑について記載があるのですけれども、当然、全体の流れの中での発言なのですが、これはどういった質問と、それに対する答弁であったのか、もう一度確認をさせてください。

○松山障害者支援課長

陳情の裏面にあります質問と答弁でございます。

令和7年第2回定例会におきまして、小山台住宅等跡地障害者施設で強度行動障害を有する障害者の受入れについてのご質問がございました。

「強度行動障害の支援について」の中で、小山台住宅等跡地障害者施設についての強度行動障害を有する方のさらなる受入れが可能となるよう、施設の設えや体制整備を求めます、区の見解を伺いますというご質問をいただきまして、「小山台住宅等跡地の障害者施設では、強度行動障害を有する方の受入れを前提とした施設設計を行っております。また、施設・設備と併せて対応する職員体制も重要であり、運営事業者の選定に当たっては公募要領に明記するなど、十分な受入れ体制となるよう検討を進めてまいります」といった答弁でございました。

○あくつ委員

私も質問した当事者の塚本議員にもお話を伺いまして、どういった趣旨でこの質問をして、どういう答弁だったのかは確認させていただきました。

今、課長がおっしゃられたように、小山台住宅等跡地についての質問の中でのこの文脈でこういった発言があったという、まさにこの前段の部分についてはそういう発言を確かにしているのですけれども、まさかこういう形でその部分だけとられてというのは本人も驚いていましたが、ここで言っているのは、強度行動障害の方の受入れということなのですけれども、実際、現在、品川区で把握されている強度行動障害の方については、何名いらっしゃって、その方についての受入れがどうなっているのか。ここでご指摘があるのは、結局、課長が言うように、丁寧な支援をしているのならばこのような声は出でこないということなのですけれども、そこに対して全く受入れをしていないのかとか、その辺りについての品川区の認識を教えてください。

○松山障害者支援課長

強度行動障害の方についての受入れでございます。

強度行動障害のある方、本年9月時点で区内の通所施設を利用されている方は41人いらっしゃいます。そのほか短期入所をご利用されている方は23人いらっしゃいます。そのほかに入所施設での受入れを行っているところでございまして、強度行動障害のある方については、個別具体的な状態によって調整にお時間を要する場合がございますが、先ほども申し上げたとおり、強度行動障害のある方が、できる限り施設に通っていただけるよう、区も現場の職員も特性に合わせた支援に努めておりまして、現在、3月に卒業された方は全員、施設に通っていただいている状況でございます。

○あくつ委員

そのような状況で、今、受入れは進んでいるということと、それでも、塚本議員の質問の中には、ここには書いてありませんが、施設の広さなど施設の設えにも課題があるということ、人員体制ももちろんそうなのですから、そこについても一般質問では指摘していく、小山台住宅等跡地においては、これについてもしっかりと整備の準備をしていくという、十分な受入れ体制となるよう検討を進めていくというようなご答弁を福祉部長からいただいているところです。

というところで、なかなか一部分だけ切り取ると、切り取るという言い方は失礼かもしれません。議事録ですから、これはもういろいろな考え方があると思うのですけれども、全体の流れでの話であって、それも我々も確認をした上で前回の結論に及んでるということですので、少しそこのところがご理解いただけなかつたのかなというところです。

もう1点だけ教えてください。

最後のご説明の中で、ホームページの記載について、相談支援専門員の役割について少し詳しく掲載をするというようなご説明があったと思うのですが、その辺り、もう少し詳細に、どういったこと、それは、この陳情者の方の意に沿うことなのかなと思いますので、その辺りをもう少し詳しく教えていただければなと思います。

○松山障害者支援課長

ホームページの追加についてのお尋ねでございます。

ホームページにつきまして、相談窓口のご案内というページがございます。事業所の一覧を載せてはおりますけれども、改めて、「相談支援事業所は、障害福祉サービスまたは障害児通所支援を申請した場合に提出していただくサービス等利用計画を作成する事業所です。障害者一人一人の状況に応じた地域生活を支援し、必要なサービスが利用できるようサービス提供事業者と連絡・調整を行います。利用にあたっては、上記事業所一覧を参考にしてください」という文言を、相談窓口のご案内のホームページに追記させていただきました。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○吉田委員

ご説明ありがとうございました。今、課長がご答弁されたようなことは、私が議員になった当初、本当に相談支援事業所が少なかったのです、窓口が。相談支援専門員の数も少なくて、それがすごく今は、その頃に比べて充実したと評価をしておりまして、今ご説明していただいた内容は、「障害者福祉のしおり」には、もう既に書いてあるのか。あれよりもホームページの中身のほうが詳しくなっているのでしょうか。まずそれを教えていただけますか。

○松山障害者支援課長

しおりとホームページの相談事業所に対してのご説明の内容のお尋ねでございます。

しおりにつきましては、地域拠点相談支援センターについては、「障害福祉サービスを利用したい方、困っていることなどの相談がありましたら、担当窓口にお問合せください。」という内容です。

また、「サービスの利用が必要な場合は、相談支援事業者を案内し、必要な支援におつなぎします。」ということが記載されています。

また、指定特定相談支援事業者には、「障害福祉サービスを利用したい場合は、指定特定相談支援事業者によりサービス等利用計画案を作成してもらいます。」という文言だけでしたので、さらに、必要なサービスが利用できるよう、サービス提供事業者と連絡・調整を行いますという役割について、ホームページに追記させていただきました。

しおりは、毎年8月頃の発行になり、今すぐ改定が難しいところですので、まずはホームページでご案内させていただきまして、しおりにつきましては、レイアウト、文言等の制約もございますので、できるだけ同じような意味で追記できるように検討していきたいと考えています。

○吉田委員

はい、分かりました。すごく説明の内容は充実してきたなということは評価をしております。

ただ、やはり現実問題として、なかなか利用ができていない人がいるということが少しずつ分かってきて、本当にかつてと比べてどうなのかと思いますけれども、かつて、本当にひどかった時代を知っているので、それに比べたら、すごくよくなつたなと思っているのですが、例えば、順不同になってしまふかもしれないですが、一例で言うと、医療的ケアが必要な方の受入れは、今、ピッコロだけだと思うのです。その方はもう利用できていた方だと思うのですけれども、実際に利用されている方のお話で、今年の4月には、特別支援学校の卒業生は全員入れたのかということを確認したいというお声がありました。確かに卒業式までは入れるかどうか決まらなかつた人がいるということなのですけれども、入れたのでしょうか。だから、そういうところの利用調整が本当にできているのかということを不安に思つてゐる人は現実にいらっしゃるということなのです。

それから、今まで私も議員として偏っていたなと思うのですけれども、相談支援事業所は、一生懸命いろいろな相談を受けて調整をしようとしているのだけれども、どこがどういう人を何人受け入れられるかの情報が相談支援事業所には来ていないというふうにおっしゃるのです。それは区として、いや、きちんと渡していますなのか、答弁をいただいたなら、そこにまたお話ししますので、実際がどうなのか。これからもっとよくなるかなと思うのですけれども、相談支援事業所としては、利用者、相談に来られた方の、相談は乗ってくださるのだと思うのです。こういう事業所がありますとか。実際の調整というか、私はそれを調整と思うのですけれども、その点については、保護者の方が法人とやり取りしてくだ

さいと言われるそうです。だから、一生懸命やっているわけです。情報はくださるそうです、こういうが施設ありますよ、こういう施設がありますよと。そこの法人とやってくださいというふうに言われるそうです。それはもう少し相談支援事業所としてきちんと関わってほしいなと、私の得た情報から判断するにそう思うのですけれども、その点についていかがなのでしょうか。

結果として、卒業のときは特別支援学校が調整してくれるのですよね。特別支援学校に情報が行っていて、特別支援学校が調整してくださるというふうに私は聞いたのですけれども、その点についてはどうなのでしょうか。

そのときは、きちんと入れるのだけれども、例えば、合わなかったときに、そこを移りたいなというときには、保護者が直接法人とやり取りをしているのが現状だと伺ったのですけれども、その点についても伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、医療的ケアの必要な方の受入れについてです。

ピッコロ以外にも、心身障害者福祉会館で、1日2名程度の受入れを行っております。医療的ケアが必要な方は全員通所いただいております。

それから2点目です。相談事業所の役割といたしまして、先ほどご説明したように、必要なサービスが利用できるよう、サービス提供事業者と連絡・調整を行いますということを相談支援専門員の役割として明記させていただいております。

ただし、例えば、就労移行支援事業所でほかに移りたいですとか、就労移行支援事業所に通所したいといったように、ご自分が企業で働くことを目標にされて事業所に相談をされるという方の場合については、ご自分で事業所に問い合わせていただく場合もあるかと思います。それは相談支援専門員が、その方の自立支援の一環として、まず問い合わせていただいたらどうでしょうかというようなご提案をする場合もあります。

ただし、調整が難しい方の場合については、相談支援専門員がサービス提供事業者と連絡・調整を行っているところでございます。

3点目ですけれども、特別支援学校が調整しているといったご指摘でしたけれども、9月の厚生委員会で既に流れについてはご説明をさせていただいております。特別支援学校は、卒業前の生徒に対する進路指導の一環として実習や見学を事業所に依頼しているという役割がございますので、実習や見学に對しての調整は行っているかと思いますが、その先、通所施設での受入れ、それから、区分認定、初めて障害福祉サービスを利用するに当たっては、先ほど申しましたように、区と特別支援学校と運営事業者、それから相談支援センターと連携をとって、それぞれの役割を果たした上で全員に通所いただいているという結果に結びついております。

○吉田委員

はい、分かりました。では、結局、特別支援学校に行っていらっしゃると、卒業のときには、次はこういう手続が必要になってきますよということで、学校としても、その辺、次はこういう手順が必要ですよということを、きちんとその時点では、保護者もその時点ではよく知らないものを、そこに寄り添って特別支援学校がやってくださるという理解でいいですか。

○松山障害者支援課長

特別支援学校の生徒、それから保護者の方につきましては、卒業後の進路に対しての、どうしたらいかというような不安をお持ちですので、それぞれの学校の求めに応じて、区が出向いて、訪問して説

明する場合もございますし、あるいは、区役所のほうに福祉事務所訪問という形で来ていただいて、区が障害福祉サービスの今後の流れについてご説明をしております。

○吉田委員

すみません。基礎的なことで、本来であれば、知つてからこの場に臨まなければいけなかつたのかもしれないですけれども、分かりました。

結局、特別支援学校の卒業生は、行くとしたら、医療的ケアがある方だから、ピッコロか心身障害者福祉会館で、入れるかどうか分からないとおっしゃっていたらしいのですけれども、結果としては全員お入りになれたということですね。はい、分かりました。

それから、今回の陳情には書いていなかつたですか。利用調整をする中で、施設のほうが、定員か、それとも利用率かということで、今まで区は、定員で判断しろ、だから、定員何名と言つたら、登録者、定員は登録者のことですよね、登録している人が定員、定員が利用者なのですか。私は、定員は、もともとそれだけ受入れが可能という意味で定員と思っていたのですけれども、その辺の理解も、もしかして間違っているかもしれない、その辺を教えていただけますか。

○松山障害者支援課長

それぞれの施設の定員は、先ほど申し上げた障害者通所施設の指定権限を有する東京都に指定を受ける際に、定員は何人ですということで届け出ています。

それぞれの施設で何名の登録があるのかについては、それぞれの施設で判断してもらうもので、区としては、何名の登録をしなければならないですかといったことは特に定めているものではございません。

それぞれ利用率は、それぞれの個別具体的な状況に応じて決まってくるものでございます。実際に施設をお使いいただいた率が利用率となっております。

通所に当たっては、施設側、現場の判断がかなり重要になってきておりまして、特に医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方が安定して過ごせるかというところにポイントを置いて、それぞれの施設でどういったような支援ができるか、実際に実施していただいて、この方にはこういう支援が必要で、送迎の際には、例えば支援員が乗らなければならないといったような非常に細かな個別具体的な状況に応じた支援状況を踏まえてのそれぞれの判断になるかと思います。

したがいまして、数字で全体の利用状況の目安として、障害者施設、通所施設全体を通しては、このような利用状況です、まだ空いているところはあるということを申し上げたもので、個別具体的に一人一人の通所が可能かどうかについては、現場の施設の判断になろうかと思っております。

○吉田委員

すみません。きちんと理解できていなくてごめんなさい。

だから、東京都が認めた定員は、ここまで受け入れることが可能だよというふうに、定員と、利用率は率だから、私は、率は、定員に対して何%利用されているかということが利用率だと思っていたのですけれども、それは違うということですか。ごめんなさい。しつこくて申し訳ありませんが、理解が悪くてごめんなさい。

○松山障害者支援課長

全体の利用率と個別具体的に、実際、入れるか入れないかということについてですが、施設側は100%に至らなくても難しい場合があると伝えております。恐らくそれは、施設側の状況を考えますと、現在ご利用いただいている方の状態ですとか、受け入れたときに、その方が安定して過ごせるか

という個別具体的な状況を踏まえての判断になろうかと思っております。

そのため、区では、可能な限り、希望どおりに通えるように施設には依頼しておりますが、かなり日常的なケアが必要な方、強度行動障害の方は、日常生活のきめ細かな部分での配慮がどうしても必要になってまいりますので、多少調整に時間を要している実態でございます。

ただし、全員、通所はほぼ希望どおりに行っていただいている状況でございます。

○田中委員長

そろそろまとめてください。

○吉田委員

分かりました。その辺は、多分、認識は一致しているのだと思うのです。要は、例えばピッコロなど、相当強度行動障害の方を受け入れてくださっていると聞いているのですけれども、もうこれ以上は無理ですという感じだと聞いたのですけれども、それはもう当然だと思っていて、やはりその方たちへのケアは、よりケア者の負担がかかるのは現実ですので、要は、面積とか利用率とか、そういうことではなく、個々の状況がきちんと受け入れられるようにしてほしいというのがこの陳情者のそもそもの趣旨で、それをきちんと相談支援事業所として調整してほしいということだと思います。そのための情報提供が足りないということだと思うので、ぜひそのことは踏まえていただきたいと思います。

ごめんなさい、少し自分の中でもいろいろ新しい情報が入ってきたので混乱しておりますので、一旦ここでやめます。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○鈴木委員

こここの裏面の各施設の利用率が書かれていますけれども、もう本当に障害の方、それぞれ個別の支援の中身があり、いろいろ、その方にきちんとケアができるようにというふうなことであれば、その体制の関係で、なかなか100%ということも難しいということはあるのかなという思いをしているのですけれども、ここの中で、もう少し体制が増えれば、もう少し利用率が上げられるのではないかというところで区が考えられるようなところがあるのか、その点、ひとつ教えていただきたいと思います。

それから、この「ところが」というところで書かれている利用率74%の心身障害者福祉会館についてなのですけれども、これは重症心身障害者の定員が10人であるにもかかわらず、現在の1日2名が限度であるということで書かれているのですけれども、この2名というのは、医療的ケアの方の通所が2名であり、重症心身障害の方が10人で、その全員が医療的ケアではないので、この8人は、医療的ケアではない方が通われているのではないかと思われるのですけれども、そこら辺が、陳情者の方のこの文章だと誤解されているような思いがするのですけれども、その点も、実際がどうなのかというところも教えていただけたらと思います。

それからもう1つ、医療的ケアのピッコロなのですけれども、ピッコロは47%という利用率が低くて、医療的ケアの方々なので、大変いろいろ、体制はすごく必要だなと思うのですけれども、やはりピッコロも、呼吸器をつけた方はなかなか受け入れてもらえないで、やっと去年から呼吸器をつけた方も受け入れていただけるようになって、本当によかったなと思っているのですけれども、日数を増やすしたいということは、いろいろな方から伺っているのですけれども、その日数を増やすために、体制をもう少し強化すれば、そういうことは可能なのかどうなのか、その点も伺えたらと思います。

○松山障害者支援課長

まず、体制についてでございます。

毎年、指定管理者または委託先の事業所から人員体制を含めてご提案をいただいて、区との協議の上、次年度の指定管理料、また委託料を決めているところでございますので、来年度につきましては、今ちょうどご提案をいただいているところでございます。

実際に体制的にどうなつかつては、ピッコロにつきましては、今年度、18歳の壁に対応するために、3時半ではなく5時までサービス提供時間を延ばしていただいているところでございます。そういうふうなサービス提供時間を少し延ばしていただいたという実態がございます。

それから2つ目ですけれども、心身障害者福祉会館は東京都重症心身障害児（者）通所事業所として、重症心身障害の定員が10人でございます。委員ご指摘のとおり、重症心身障害の方が10人いらっしゃって、そのうちのお二人が医療的ケアの方でございます。この重症心身障害児（者）通所事業所として東京都に届出をして、そちらのほうから補助金が交付されているところでございます。そのため、医療的ケアの2人程度の方を含めまして10人の方が通所している実態でございます。

それから、ピッコロにつきましては、確かにご利用者のご家族の方から利用日数を増やしてほしいというご要望が出ておりまして、区としても何とか増やせないだろうかということは、委託事業者のほうに掛け合っているところでございます。

委託事業者で、どのようにしたら受け入れが可能なのかということを考えていただいているところでございまして、それは健康状態や、かかりつけ医、嘱託医、運営事業者等の支援、ケアの状態等を含めまして総合的に判断されることだと考えております。

○鈴木委員

心身障害者福祉会館の10名の中で2名しか受け入れていないのではなくて、10名を受け入れて、なおかつ、その2名は医療的ケアの方だというふうなことは、改めてご答弁いただきました。

それから、ピッコロなのですけれども、医療的ケアの方を受け入れるとなれば、医療的な看護師ですか、医療との連携だったりとか、様々体制を整えないと、命を守るというところでできないところがあるので、すごく慎重にされているということはすごくよく分かります。また、心身障害者福祉会館で新たに看護師とともに配置して2名を受け入れることになったということも、前に比べたら本当に前進してきたことだなというふうに思います。

そういう点では、なかなか、いろいろ体制を整えるというのは大変なことはあるとは思うのですけれども、要望は、今度はピッコロがさらに拡大されるというところでは、もっと体制も様々充実していくのだろうなというふうな思いはあるのですけれども、今の時点でも、利用率が47%ということで、5割いっていないという状況ですので、区が新たに何らかの体制も含めての支援をすることによって、この希望に応えられるような、利用率を上げるようなことができるということであれば、そのところはぜひ区のほうからもそういう支援をいただきて、利用率を上げていただけるような、また、そういうご希望に応えられるような体制はぜひひとついただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第45号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択。

理事者からもご説明がございましたけれども、人員配置については東京都の基準ということですが、基準以上に配置されておりましすし、昨年度から、居住支援、経済的支援が始まっています。既に取組が始まっています。相談窓口のホームページについても、追加の記載と、これから、今後は障害者福祉のしおりの改善もしていくということで、今後、分かりやすく周知徹底をお願いしたいと思います。

○大倉委員

本日結論を出すということと、態度については不採択でお願いします。

るるお話、議論をされている中で、一定の職員配置をしているということや、経済的支援についても、区としてしっかり受け入れ態勢が広がるように、整うようにしているということが確認できたと思っております。そのため、不採択ということでお願いいたします。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択です。

○鈴木委員

本日結論を出すで、趣旨採択をお願いしたいと思います。

人員配置は基準を超えてされているということですけれども、基準は最低限度の守らなければならぬところなので、それ以上になっているということは必要だと思います。

それから、ここで言われているように、希望の方がたくさんいるのに、それがなかなか叶えられないところに対しては、区としても、さらに努力をしていただいて、応えられるようにということです。していただきたいと思っております。

○吉田委員

本日結論を出すということで、私は採択を主張いたします。

区としても人員体制も増やしてきている、しっかりとやってきているということなのですけれども、でも、やはり希望しても思うところに入れない。現実には区外に行っている。区外に行っているということは、品川区としては、その区の税金で建てた施設を品川区民が利用しているということですから、やはりそれはまだまだ課題はあるのかなと思います。

想像なのですから、一時、割と地方の施設に、強度行動障害の方とか、地方の施設を選ばざるを得なかった現実が、それが少しずつ地域に戻ってきた結果、今度は地域の中での調整が難しくなっているところもあるのかなと思っております。ただ、それは地域に戻ってこられるような体制が品川区にできつつあるということでは大変評価なのですけれども、それをあと一步、やはり希望どおりみんなが施設を利用できるというところが必要になるかなと思います。

それには、やはり経済的な支援、人員体制とか専門的なスキルとか資格を持った人が、より必要になってきますので、しっかりと経済的な支援が求められるところかなと思います。

そういう意味でも、人員体制をしっかりと整えるよう、品川区に経済的な支援を求めるということは採択に値すると思いますので、採択とさせていただきます。

○やなぎさわ委員

本日結論を出す、趣旨採択でお願いいたします。

様々な議論、今、お話の中で、区としても努力されているということを感じました。

一方で、やはりお困りの方がいらっしゃるということ、区外のサービスを利用されている方もいらっしゃるということもありますので、やはり今以上の支援が必要ではないかと思います。

居住支援手当のお話もあったのですけれども、やはりそれもまだまだ利用率といいますか、実際、浸透がまだし切れていないところもありますので、加えて言えば、やはりこういった施設を増やすということも、今後考えていく必要があるのではないかと審査を踏まえて感じました。

○田中委員長

それでは、本陳情につきましては、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

なお、それぞれご意見をいただきましたが、採択と趣旨採択に分かれていますが、採決は一度しか諮ることができませんので、どちらかを諮ることになりますが、今の段階では、趣旨採択の方が多いということでございますが、吉田委員におかれましては、いかがされますでしょうか。改めてご発言いただきたいと思います。

○吉田委員

では、私が趣旨採択に回ります。

○田中委員長

ありがとうございます。

それでは、令和7年陳情第45号、障害者通所施設に利用できるよう、人員体制の支援を区に求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中委員長

賛成少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

1 議案審査

第121号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

○田中委員長

続きまして、順番が戻りまして、第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 福祉部所管分）につきまして、一括してご説明申し上げます。

補正予算書16ページをご覧ください。

中段の第3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費につきましては、2列右にまいりまして、14億7,179万9,000円を追加し、44億6,168万7,000円とするものでございます。

次に、3目障害者支援費につきましては、2列右の1,907万9,000円を追加し、118億5,433万9,000円とするものでございます。

次に、5目高齢者地域支援費につきましては、2列右の1,903万円を追加し、11億4,936万1,000円とするものでございます。

内訳は、都支出金が1,139万2,000円で、一般財源が763万8,000円でございます。

内容につきましては、右側17ページにまいりまして、二葉四丁目認知症高齢者グループホーム整備に係る用地取得費、日中一時支援事業の定員拡充に伴う整備費、認知症検診推進事業および補聴器購入費助成事業の追加分をそれぞれ補正計上するものでございます。

詳細につきまして、ご説明いたします。

最初に、福祉計画課、認知症高齢者グループホーム整備用地の購入についての資料をご覧ください。

1、購入する土地の概要です。

所有者は、独立行政法人都市再生機構、理事長石田優でございます。

所在地は、二葉四丁目13番街区の一部となります。

敷地面積は、公簿面積で約945m²。

用途地域等は、記載のとおりでございます。

3、補正予算額にまいりまして、14億7,179万9,000円でございます。こちらは品川区財産価格審議会により答申があった金額でございます。

戻りまして、2、整備方法ですが、4、今後の主なスケジュールと併せてご覧ください。

まずは、補正予算成立後、土地売買契約を締結いたします。

令和8年度は、民設民営を行う事業者を公募し、審査により決定いたします。

令和9年度から令和11年度にかけまして、土地の借受者は設計・工事を行い、令和11年度の開設を予定します。

○松山障害者支援課長

続きまして、私から、障害者支援課所管分、障害児者総合支援施設における日中一時支援事業の定員拡充に伴う整備について、ご説明いたします。

1、目的です。

障害児の家族の就労ニーズの高まりに伴いまして、障害児者総合支援施設における品川児童学園で実施しております日中一時支援事業については、当初の見込みよりも利用が増えていることから、令和8年度に定員20人から25人に拡大するため、安心して過ごせるよう環境整備等を行うものでございます。

2、内容についてです。

まず、居室等の整備については、①、2階の赤枠で囲んだ部分の日中一時支援事業を拡張いたします。

②、そのため、2階の青枠で囲んだ部分の就労継続支援B型多目的室等を1階に移設いたします。

そして③、1階の緑枠で囲んだ部分の訪問系サービス事業所を6階に移設いたします。

そのほか、送迎車両を1台購入いたします。

裏面をご覧ください。

3、補正予算額は、1,907万9,000円でございます。

内訳は、（1）日中一時支援居室等改修工事が1,371万4,000円。

（2）送迎車両購入等が536万5,000円でございます。

4、実施スケジュールです。

議決後、速やかに利用者へ周知いたします。

令和8年1月から3月までに居室等の整備および送迎車両の調達を行いまして、4月に拡大後の定員で事業を実施予定でございます。

○桜村高齢者地域支援課長

高齢者地域支援課の所管分につきましては2件ございますので、順番にご説明させていただきます。

まず初めに、認知症検診推進事業について、ご説明をさせていただきます。

資料をご確認ください。

1、概要でございます。

高齢者地域支援課におきましては、区内在住の70歳から75歳の方を対象に、認知症に係る早期診断と適切な医療・介護等を受けられる体制を構築し、認知症検診推進事業を実施しているところでございます。

この度、令和7年度より対象者を拡大して本事業を実施したところ、当初の見込み以上に当該事業の受診があったため、追加で必要な予算措置を行うものでございます。

2、事業内容でございます。

（1）対象につきましては、区内在住で、当該年度70歳から75歳の方です。

（2）実施期間につきましては、令和7年7月1日から令和8年2月28日でございます。

（3）医療機関については、48か所でございます。

（4）実施方法ですが、一次検査後、原則、疑いがある場合に二次検査を実施しております。

（5）最後に、検診後案内として、くるみ相談室の紹介、認知症ケアパス・介護予防パンフレットの配布を行っております。

3、補正予算額についてでございます。

（1）歳出については、375万4,000円でございます。

内訳については、資料に記載のとおりでございます。

（2）歳入につきましては、東京都からの補助金となります。こちらは10分の10の補助率のため、歳出額と同額の375万4,000円となっております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

続きまして、2つ目の案件です。品川区高齢者補聴器購入費助成事業について、説明をさせていただきます。

資料をご確認ください。

1、概要でございます。

高齢者地域支援課では、区内在住の65歳以上で補聴器の必要性が認められた方に対し、補聴器の購入費用の一部助成を行っているところでございます。

この度、令和7年度より助成額を拡大して本事業を実施したところ、当初の見込み以上に当該事業の利用があったため、追加で必要な予算措置を行うものでございます。

2、事業内容でございます。

- (1) 対象者につきましては、区内在住の65歳以上の方で補聴器の必要性が認められた方です。
- (2) 所得につきましては、制限なしでございます。令和6年度より課税条件を撤廃いたしました。
- (3) 助成金額は、7万2,450円を上限としております。
- (4) 実施期間は、通年でございます。

最後に、3、補正予算額についてでございます。

- (1)、歳出については、1,527万6,000円でございます。

また、東京都からの補助金を歳入として見込んでおりますが、歳出額の2分の1の補助率でありますため、763万8,000円を見込んでおります。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

まず、認知症高齢者グループホームのところから伺いたいのですけれども、これは945m²ということなのですけれども、何階建てぐらいができる、どれくらいの規模感になっていくのか、その点を伺いたいと思います。

それから、令和8年度に、公募前および事業者決定後に住民説明会を開催予定ということなのですけれども、おおよそいつ頃になるかということも伺います。

それから、ここで整備方法については民設民営ということでの事業者公募ということなのですけれども、なぜ区立にして指定管理者にしないで民設民営にするのか、その点についても伺います。

○東野福祉計画課長

3点ご質問をいただきました。

階数、規模でございますが、ボリュームチェックの段階では、およそ5階建てぐらいのものが建つことを想定しております。

ただし、事業者のほうからの提案という形になりますので、周囲の状況等を踏まえて、事業者のほうから提案を受けていくものになります。

それから、説明会の時期につきましては、まだ具体的には決まっておりません。まずは土地の売買契約をいたしまして、令和8年度になりまして、公募の時期などを決定していくというような形になります。

また、事業者が決まりましたら、事業者のご紹介も含めまして、説明会、それから事業者のほうで考えているボリュームなどについても、そのときに説明をするような形になろうかと思います。

それから、民設民営ということなのですけれども、これまで区の指定管理者という形で公設民営という形の施設を多くつくってまいりましたが、昨今の23区の状況を見ますと、民設民営で設備を建築しているような状況も見られますので、また、区との関係でいきますと、予算の確保等にも影響がございますので、民設民営という形で区から借受者を選定していくというような方式をとらせていただきたいと考えております。

○鈴木委員

5階建てとなると、結構なボリュームになるのかなと思うのですけれども、ここはグループホームが3ユニット27人分ということになったでしょうか。もし3ユニット27人分で、5階建てで、そ

すると、グループホーム以外にも施設のゆとりがあるということで考えられるのか、そこ辺を教えていただきたいのと、23区が民設民営の方向でやっているところが多いからということなのですけれども、私は、品川区が区立て、区が責任を持つという形でぜひやっていただきたいなと思うのですけれども、補助金の関係で、民設民営と区立てやる場合の補助金の出方の違いはどうなっているのか、その点についても伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長

先ほど、5階建てというのは、あくまでもボリュームチェックという段階になりますので、一定程度、敷地面積がございますので、広さ的には十分なものがとれるかと思っております。こちらは、例えば地域交流施設なども併せて提案があろうかと思われます。

それから、民設民営、区が責任を持ってというところでございますが、当然、民設民営でも区がお貸しするものですから、区としての責任は十分果たせるかなと思っております。

現在、民設民営ということで考えているというお話をさせていただきました。こちらにつきましては、例えば、民間の事業者からの様々な提案であったり、昨今の建築費高騰などの影響もございますので、そういうものを総合的に勘案して、施設運営が確実にできるものを提案してもらいたいというところで、民設民営という形で今回は考えているものでございます。

補助金につきましては、特にボリューム的なものが決まっていないので、出方については、この場で答えることは控えさせていただきます。

○鈴木委員

補助金が、民設民営と公設で指定管理者にするときで補助金が違うのか、そこ辺だけ伺いたいのと、そうすると、これは定期借地という形でやっていくのかと思うのですけれども、無料で定期借地で貸し出すみたいなことになるのか、その年数も併せて伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長

補助金につきましては、施設建設にかかる補助金については、一定程度のものが、民設民営であろうと、公設民営であろうと出ることになります。

それから、定期借地権につきましては、まだ年数の設定とかはこれからということになりますが、今、委員からご提案があったほかの一般的なところを確認しましても、50年が適当なところかと思われます。今後、どういう形で公募をしていくかにつきましては、区として検討してまいります。

○鈴木委員

補助金も、民設民営も公設民営も基本的に変わらないということであれば、ぜひ公設民営でということは要望しておきたいと思います。

それから次に、障害児のぐるっぽの日中一時支援のところなのですけれども、これ、20人から25人に拡大することなのですけれども、対象年齢は、18歳を超えて使えるようにという要望がずっといろいろ障害者団体の皆さんからも出されていますけれども、対象年齢は拡大の方向はないのか、その点を教えてください。

それから、スペースが、現在、何平米あって、拡大されたときに何平米になるのかも教えていただきたいと思います。

それから、ここを見ると、2倍以上に広がるのかなという感じのスペースに見えるのですけれども、20人から25人というのは、来年度、5人増やすということなのですけれども、これ、来年度ということで、なぜ5人なのか、そして、それはもっと将来的には増やすことになっていくのか、そうな

ると、何人ぐらいまで可能なのか、その点も教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、対象年齢拡大についてのお尋ねでございます。

日中一時支援における障害者の方、大人の受入れについては、全体の中で、今、検討をしているところです。こちらのぐるっぽの日中一時支援事業については、品川児童学園が児童発達支援センターで、子ども発達相談室もございます。その相談の中から同事業に必要なお子さんがいることが見込まれますので、今回、ぐるっぽで行う日中一時支援事業については、年齢の拡大は考えておりません。

それから2点目ですけれども、面積についてでございます。

日中一時支援事業の居室面積は、現行は約100m²ございます。改修後につきましては、おっしゃられるとおり、2倍弱の面積でございます。

ただ、児童の年齢の幅が広く、体の大きさも異なりまして、障害種別、特性も様々な児童が、現在、1つの居室、同じお部屋で過ごすというところに課題がございました。改修後は、年齢や特性に応じた部屋分けを行いまして、安定して過ごせるように環境の整備を図っていくものでございます。

それから、最後に、将来にわたっての人数についてでございます。

現在が20人ですので、スペース的には約35人ほどの受入れは可能かと思われます。ただし、来年度以降も新規で利用希望の児童が見込まれるため、来年度から、毎年5人ずつ定員を拡大して、段階的に受入れを増やしていくことを想定しております。安定した環境での段階的な受入れが望ましいと考えております。

○鈴木委員

ありがとうございます。ここは児童学園ということもあって、年齢を拡大しないということは分かりました。本当に小さい子どもから、結構、日中一時支援は、いろいろな、体としては大人の体の方まで通われる所以、本当に様々、いろいろ大変だなという思いがしておりますので、了解です。

それから、このぐるっぽの次のページに、送迎車両購入等ということで書かれているのですけれども、これ、送迎車両を定員拡大に合わせて1台増やすということなのか、その点を伺いたいと思います。

この送迎の問題は、日中一時支援の送迎が、一時、スポット送迎みたいなことで変えられるということでの、一度、議会の中でも取り上げたことがあるのですけれども、当面、自宅送迎については延期というふうになっているということなのですけれども、当面延期ということなので、いつかそれがまたスポット送迎になるのではないかという、多くの保護者が不安を抱えているということでお聞きしているのですけれども、この送迎の体制は、今までどおり続けられるのかということが1点と、それから、今年度からの契約者は、既に自宅ではなくてスポット送迎で契約をさせられているというか、契約となっているということをお聞きしているのですけれども、本人が自宅までの送迎を希望すれば、自宅送迎は可能なのか、その点もお聞かせいただきたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、送迎についてでございます。

定員拡大に伴いまして送迎車両を1台購入するものでございます。

それから、送迎バスの降車場所についてでございます。

話の発端が、3月に指定管理者が行った保護者会で、送迎バスの降車場所について指定管理者が提案したことございます。提案の内容です。今後、人数が増えることにより送迎バスに乗車している時間が長くなり児童の負担が増えることから、今後、送迎バスの降車場所について、ご家族への協力を求め

たい旨、指定管理者が説明いたしました。その際に、特別支援学校のスクールバスを例に話したことでも不安に感じる方がいらっしゃったと聞いております。

現状をご説明申し上げます。

送迎については、個々に対応しております。自宅近くの安全が確保できるふさわしい場所まで送迎しているということです。時間や場所については、各ご家族と個別にご相談の上、合意のもとに決めております。毎年必要なお子さんを受け送迎しており、保護者の就労により、通所日、時間が異なるため、毎日、送迎バスのルートを調整している状況でございます。そのため、毎年、今の時点でも、来年度については、これから調整していくと聞いております。

○鈴木委員

一人一人に合意のもとにということであれば、今、自宅送迎になっている方が、当面延期ということではなくて、ご本人が自宅送迎をずっと希望するということであれば、そのまま続けられるということでおいいのでしょうかということと、また、これからも、やはり自宅送迎までしていただきたいという希望であれば、そういうこともできるようになるということでも確認させていただいていいか伺いたいと思います。

それから、高等部になったときの、都立港特別支援学校に通うことになった場合、学校への送迎も行ってもらうことができるのかも伺いたいのですけれども、今の段階はいらっしゃらないということなのですけれども、その前のときは、いらっしゃったときは送迎していただいていることもありますけれども、基本的に、送迎の体制はそういう形でとつてもらえるのか、また、それがとつてもらえないとなると、仕事にも影響してくるということなのですけれども、ぜひ高等部の、都立港特別支援学校までの送迎もお願いしたいということなのですけれども、いかがでしょうか。

○田中委員長

議案審査に関する質疑ですので、そこはご配慮をよろしくお願ひします。

○鈴木委員

送迎車も買うので。

○田中委員長

いや、高等部は別……。

○松山障害者支援課長

まず、希望する場所まで送迎が可能でございます。

こちらにつきましては、道路事情ですか、車の大きさですか、安全性の確保等をそれぞれのご家庭と運営事業者と相談しながら決定しているところでございますので、まずは運営事業者とご相談いただければと考えております。

運営事業者としては、自宅近くの安全が確保できるふさわしい場所まで送迎をしますということですので、個別の相談の上、合意のもとで決めていただければと考えております。

それから、2点目ですけれども、将来的な送迎のことですので、毎年、現時点では、来年度については未定の状況で、これから調整すると聞いております。

実際に、来年度、どういったお子さんが通所されるのか、あるいは、ご家族の就労によって通所日も時間も変わってまいります。送迎ルートにつきましては、毎年調整しているところでございますので、今、区のほうでは申し上げられることはございません。

○鈴木委員

この送迎問題は、本当に父母の就労にまで関わってくる問題ですので、そのところはしっかりと体制をとっていただいて、希望に応えられるようにということで要望をしておきたいと思います。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○吉田委員

すみません、単純な質問。認知症高齢者グループホーム整備のほうなのですけれども、先ほど、たしか無料で定期借地とおっしゃったような気がするのですが、無料で定期借地は、使用貸借とは違うという意味ですか。違うとしたら、どう違うのか教えてください。

○東野福祉計画課長

無料でということは、私、申し上げていないのですけれども、すみません、お答えしていなかつたかと思われます。

どのぐらいの金額にするかということについては、まだこれからということになります。無料というところにつきましては、現在、無料で貸している施設もあると聞いておりますので、その辺を加味しまして金額の設定については考えたいと思います。

○吉田委員

では、その交渉というのでしょうか、そういうことは、地域への報告の前に委員会にご報告いただけ这件事でどうでしょうか。

○東野福祉計画課長

公募の条件ですか、それから、審査の上、決まった事業者の状況ですか、それにつきましては厚生委員会のほうで報告したいと思っております。

○田中委員長

お願いします。

○吉田委員

それから、日中一時支援のほうなのですけれども、補正予算に送迎車両購入等は補正予算として計上されているのですけれども、送迎車両がある以上、運転する人が必要となると思うのですが、それは今までの人員体制の中から出すということなのでしょうか。別にこのために雇うということではないですか。

○松山障害者支援課長

ドライバー等の予算につきましては、定員拡大後ということで、来年度の予算になりますので、補正には含まれておりません。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○あくつ委員

私、1点だけ。認知症の検診推進事業のところなのですけれども、早期診断と容体に応じた適切な医療・介護等を受けられる体制を構築しているというところで、対象者を拡大したところ、見込み以上に当該事業の受診があったということですが、これは、ケアパスというか、品川区で前にもやった医療との連携ということで、初期集中支援チームがあったけれども、その当時の議論の中で、なかなか稼動されていないというような、そこまでつながっていない実態があるみたいなことがあったと思うのですが、要するに、そこの診断のところの後のつながり、ここには体制を構築しているとあるのですが、

この内容的に、今回のこの初期診断のところから少し進んだ内容なのですけれども、そのところがどうなっているのか、ケアパスがしっかりとできているのかどうかというところの確認をさせてください。

○樋村高齢者地域支援課長

初期集中支援チームについてでございますけれども、今回の認知症検診推進事業とは別でございますけれども、現在きちんと稼働しているところでございます。

初期集中支援チームにつきましては、必要な該当者が出了ときに、案件ごとにチームを結成して対応するような形をとっています。

○あくつ委員

この事業とは別の事業ということは分かるのですけれども、あまり実績とかを聞いてしまうと少し広がり過ぎてしまうので、初期に発見をすることはとても大事なことであって、そこから医療につなげる。我々も行政視察で国立の施設を見たときにも、物忘れ外来ではないような、すごくアクセスしやすいような窓口なども置いてあって、なるほど、進んでいるなということを拝見したのですけれども、そこからがやはりとても大事だなと。

品川区の認知症のケアパスとか、くるみプランですか、すごくこれは進んでいると思うし、稼働していると思います。思うけれども、前にそういう議論があったことを今思い出したので、そのところがしっかり稼働しているのかなと思って質問しました。

先ほど、稼働しているということでしたので、今日はここまでにします。

○大倉委員

認知症検診推進事業と、高齢者補聴器購入費助成事業について、非常に区民のニーズに合った事業ということで、これだけ補正があって、さらに増やしていくというところは非常にいいなと思っているところです。

それで、この予算の件数、何件分、何件分と出ていますけれども、これの根拠を教えていただければと思います。

もうずっとどれだけ、今までこのぐらいの目標があつて設定していたけれども、想定以上に利用があつて、その利用が、根拠も含めて、こういう理由で多かったですというところとあわせて、補正予算を組んだ件数の部分の根拠も併せて教えていただければと思います。

○樋村高齢者地域支援課長

補正予算の件数の根拠でございます。

まず、認知症検診推進事業につきましては、もともとの予算上では、一次検査が600件、二次検査が100件になります。

10月末時点での実績が、超えているのですけれども、一次検査が703件、二次検査が333件ございました。

というところで、今回、一次検査を記載のとおり390件追加、2次検査を380件追加ということで、合わせて約1,400件ほどに推察して、差引になるような形になってございます。

続きまして、補聴器のほうでございますけれども、こちらにつきましては、当初予算は400件でございました。こちらは、昨年度の実績が415件でしたので、それを見込んで400件といったような形をしておりました。

それから、実績につきましては、11月の昨日時点で356件の支出がございまして対応したところでございます。

○大倉委員

分かりました。ありがとうございます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

認知症検診のほうなのですけれども、これだけ予想以上に検診が増えたということなのですけれども、どのようなところにどういう形で周知をしたことで、これだけ増えたのかということを伺いたいと思います。

それから、一次検査と二次検査それぞれ受託していると思うのですけれども、幾らで受託しているのかについても教えてください。

それから、補聴器のほうなのですけれども、補聴器が、これだけ件数が増えるというのは、本当にすばらしいと思います。認知症予防にとっても、それから、高齢者の生活の質という点からも、早期に補聴器をつけることがすごく大事なことなのだということで、ずっと求めてきて、実現して、こういう形で所得制限も取り払われ、そして、今年度は額も2倍に増えたということで、これだけの実績につながっているのだなと思うのですけれども、さらにこれをもっともっと進めていただきたいと思うのですが、この周知啓発がどのようにされているのかについて教えてください。

それから、導入されるときも講堂で講演があって、そのときは私も参加させていただきましたけれども、なぜ必要なのかというところが医学的にも説明されることは、すごく効果があるのではないかなど思うのですけれども、それも毎年されているということで伺ったのですけれども、どういうところに案内をされて、何人くらいが参加されているのか教えていただけたらと思います。

○櫻村高齢者地域支援課長

まず、認知症検診推進事業につきましての周知等につきましては、広報しながらわですか、SNS、LINEですか、そういったところでも幅広くさせていただいていることと、各種イベント等でもパンフレットのご案内等を配って周知をさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、対象者が70歳から75歳の方ということで限定されておりますので、最終的には、対象者の方に直接区から郵送で封筒をお送りして、そちらのほうでご案内を積極的にさせていただいているところでございます。

それから、一次、二次の費用の内訳でございますけれども、一次のほうが約5,800円ほど、それから二次のほうが、委託です、3,600円ほどとなってございます。

それから、補聴器のほうでございますけれども、こちらの周知につきましても、先ほどと同様、幅広く周知をさせていただいておりまして、広報しながらわですか、あとパンフレットも、地域センターですか、それから、当然、高齢者支援課にも置かせていただいておりますし、イベント等でも幅広くパンフレット等を配らせていただいて普及啓発をしているところでございます。

先ほどご指摘もありました普及啓発事業として講演会を実施しております。実績としましては、令和5年度から始まっている事業でございまして、令和5年度が25回やりまして、昨年度、令和6年度が29回、今年が、4月からこれまでで11回実施しているところでございます。

講演会の場所につきましては、先ほど、講堂という話もありましたが、講堂でもやっていますし、例えば、先日、11月8日に開催しましたフレイル予防フェスタの中でも一部講義をさせていただいたりと、会場については様々なところで実施しているところでございます。

それから、参加人数につきましては、先ほど申し上げました今年度11回実施しております、合計160の方にご参加いただいたところでございます。

○鈴木委員

いろいろと周知啓発をしていただいて、それがこういう形での実績につながっているのだと思います。啓発はすごく大きな効果になると思いますので、ぜひ取組を引き続き進めていただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

今、鈴木委員とのやり取りもありましたけれども、認知症検診推進事業の拡大について、区の周知啓発が功を奏しているのではないかというご見解かなと思うのですが、高齢者補聴器購入費助成事業も同じように見込みを上回っているということで、これに関しては、区としては、どういった効果というか、その要因はどのように分析されていますでしょうか。

○櫻村高齢者地域支援課長

現在の実績が見込みを上回った要因ですけれども、先ほど申し上げた普及啓発も課として積極的に取り組んでいるということと、あと、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、補聴器のほうは、やはり金額を今年度から2倍以上にしたところが大きいのかなと思っております。

併せて、認知症検診推進事業につきましても、75歳の対象だったところを、今回、70歳から74歳の方を追加して幅広く実施したというところで、そちらの効果もあるのかなと考えてございます。

○やなぎさわ委員

別なのすけれども、認知症高齢者グループホーム整備用地の購入についてなのですが、先ほどもやり取りがありましたけれども、民設民営を基本としておられるということなのですが、大体30年とか、先ほど、50年という話もちらっとありましたけれども、過去の事例でもそうですけれども、民設民営の場合は、何十年後、30年後、50年後に、基本的には更地にして返すという、基本的にはまだ使えるはずだし、そこに利用者の方がいらっしゃるという状況にもかかわらず、更地にして返すということが基本的なルールになるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。まだ当然決まっていないこともあるかもしれません、基本的にはそういうことになるということでしょうか。

○東野福祉計画課長

現在の借地をされている事業者でも、そういう議論がこれまであったかと思います。基本的には、区の施策の方針がということになると思いますので、30年後、あるいは50年後、事業を続けている、また、施設的にその施設を使っての事業の展開が可能であるというふうに判断された場合につきましては、事業者との協議ということになろうかと思います。

○やなぎさわ委員

やはり民設にしてしまうと、そこで契約期間終了のときにどうするのだということが必ず問題になってしまって、その事業所が、しっかりと運営していただいている、今後、継続の意思があるというのであればいいのですけれども、そういう保証もないわけで、そうなったときのリスクを考えたときに、やはり最低でも公設民営という形のほうが、リスクが少ない、何十年後、我々が生きているかどうかを分からぬような状況ですけれども、何十年後の人たち、ここで議論される議員の方とか理事者の方に丸投げてしまっているような気がしてしまうのですけれども、そういうところを危惧しているのですが、区としては、やはり今後もそういうスキームを続けていく方針でいらっしゃるのか確認させて

ください。

○東野福祉計画課長

まず、定期借地につきましても、法律的な見解があると思われます。また、この先30年、50年たったときの状況が分からぬようなことも考えられると思います。

1つには、施設が30年、50年、定期借地が終了した際の取り決めなどをきちんと事業者としておくなど、様々な方策につきましては、区として、後世の方に負担をかけないような形も考えたいと思います。

○やなぎさわ委員

ぜひ負担をかけないようなというところで、公設民営ということもしっかり議論していただければと。まだこれからでも今回の取得用地については変更は可能だと思うので、その辺は要望させていただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○吉田委員

すみません、今の質疑を聞いて思い出しました。何かありましたよね、民設にして、土地は区の土地を貸してということで、やはりその期間が過ぎた後の事業の継続は、今、計画しているときからきちんと考えておくべき重要な案件ではないかと思います。

それで、今まで、この福祉関係ということではなくて、品川区の契約の在り方に、かなりこういう契約はどうなのかということを、私、たしか予算特別委員会・決算特別委員会でいろいろなところで指摘させていただいていると思うのですけれども、やはりこれ、ここに住まわれる方の生活の継続に関わっていくことなので、グループホームですから、住まいですから、そこの方たちの暮らしを、住むということを、住む場所があるということは、すごく人権上も大切なことですし、その点で区の契約の在り方によって、その方たちの大変な権利が左右されるようなことがあってはならないと思います。

ですので、今ご答弁を伺いましたので、ぜひ契約のときに、きちんと将来的な事業の継続ということも考えていただいた上で契約を結んでいただくことを強く要望しておきたいと思います。何かご答弁あつたら、伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長

我々福祉に携わる者といたしましても、事業の継続につきましては重要な点だと考えてございます。契約の在り方につきましては、先ほども触れましたけれども、法的なところでの制約、それから、当事者同士、お互いがどういうふうに今後していくかという部分との関わりを、実際の契約時にどうしたいかというところを改めて確認させていただければと思います。

○吉田委員

ぜひよろしくお願ひします。

ただ、法的な制約ということで、契約上、法的な制約で少し難しいことがあるかもしれないということを認識しておられるのであれば、皆さんのご意見のように、やはり公設で民営というやり方も、ぜひ今後も検討していただきたいと思います。要望でとどめます。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からどうぞ。

○えのした副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○あくつ委員

賛成いたします。

○鈴木委員

賛成です。

○吉田委員

賛成いたします。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

3 その他

○田中委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、厚生委員会に関わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いいたしたいと思います。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようにお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁いただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思います。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

1月20日の藤原議員の質問で、外国人の国保料滞納者に対して、入管と連携して対応するというご答弁があつたと思うのですけれども、来月から制度を運用していくというようなご答弁だったかなと思うのですけれども、具体的にどうなっていくのか、外国人の滞納の状況や理由なども含めてご説明い

ただけたらと思います。それが1点です。

それともう1つは、あくつ議員の質問ですけれども、介護保険のサービス利用者に対して、時限的な措置を行うという答弁だったかと思ったのですけれども、具体的にどのようなことなのか伺えたらと思います。その2点です。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

それでは、改めて確認いたしますが、まず、鈴木委員から、藤原議員の一般質問の外国人の国保に関して、来月から具体的にどのような形で行われるのかということの質問でございます。

それと、続いて、鈴木委員から、あくつ委員がご質問された介護保険サービスの時限的措置、このことの具体的な内容についてというご質問でございます。

では、今の2件に関して、一般質問に係る所管質問について、明日の委員会でご答弁お願いしたいと思います。

それでは、以上で一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午前11時47分閉会